

指定居宅サービス事業者等の運営状況等確認検査実施要綱

改正 平成 28 年 4 月 1 日
27 福保指一第 1281 号
平成 25 年 7 月 2 日
25 福保指一第 121 号

第 1 趣旨

この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 24 条及び第 115 条の 33 の規定に基づき、都が実施する指定居宅サービス事業者等の運営状況等確認検査について、基本的事項を定める。

第 2 検査の目的

指定居宅サービス事業者等及び介護サービス事業者に対して定期的に検査を実施することにより、問題点を早期に発見し、指定居宅サービス事業者等の当該指定に係る事業所の適正な運営の確保及び介護サービス事業者の法令等を遵守するための業務管理体制の適正な整備・運用に資することを目的とする。

第 3 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

1 指定居宅サービス事業者等

- (1) 法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（法第 8 条に規定する訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を行う者に限る。）
- (2) 法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者
- (3) 法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（法第 8 条の 2 に規定する介護予防訪問入浴介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を行う者に限る。）

2 介護サービス事業者

法第 115 条の 32 第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、東京都知事に対し、業務管理体制の整備に関する事項を届け出た介護サービス事業者のうち、第 3 の 1 に規定する指定居宅サービス事業者等

第 4 検査の対象

この要綱に基づく検査の対象は、指定居宅サービス事業者等及び介護サービス事業者とする。

第 5 検査

1 検査の形態等

- (1) 書面（調査書等）検査とする。
- (2) 検査の実施に当たっては、指定居宅サービス事業者等及び介護サービス事業者に対して、検査に必要となる書面（調査書等）の作成及び提出を求める

ものとする。

2 検査項目

検査する項目は次のとおりとする。ただし、(5)については、介護サービス事業者のみを対象とする。

- (1) 人員基準
- (2) 設備基準
- (3) 運営基準等
- (4) 介護報酬関係
- (5) 業務管理体制の整備・運用等

3 選定基準

指定居宅サービス事業者等及び介護サービス事業者から、都において毎年度の実施計画を策定して、定期的に選定する。

4 検査の実施方法等

(1) 検査通知

検査の対象となる指定居宅サービス事業者等及び介護サービス事業者を決定したときは、その旨を通知する。

(2) 検査方法

指定居宅サービス事業者等及び介護サービス事業者から提出された書面(調査書)等を審査する方式で行う。

(3) 検査結果の通知等

検査の結果については、改善を要すると認められた事実及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた事実等について、後日文書によって通知する。

(4) 改善報告書の提出

指定居宅サービス事業者等及び介護サービス事業者に対して、文書により改善を指摘する場合は、改善期日を記載した検査結果通知書を送付し、改善報告書の提出を求めるものとする。

なお、改善報告書の提出期日については、検査結果通知書発送日から30日以内とする。

5 実地指導及び監査の実施

第5の1の(2)に規定する書面(調査書)等の提出がなされなかった場合、その他必要と認められた場合、「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」(平成12年4月1日12高保指第68号)に基づく実地指導又は監査を実施することができる。

第6 検査結果の活用

検査結果は、適宜集約し、行政運営に資するため、運営指導所管部課、区市町村等に提供することにより活用する。